

東シナ海問題をめぐる台日中の争い

—安全保障の観点から論ずる—

林 賢 参

(台湾・国立台湾師範大学東アジア学科助理教授)

【要約】

本稿は国際法の観点から釣魚台列島（日本名：尖閣諸島）の領有権の帰属あるいはEEZ/大陸棚の画定原則の是非について論ずるものではなく、東アジアの安全保障の側面から、東シナ海問題について議論する。軍事的・経済的に台頭しつつある中国は、積極的に東シナ海で戦争に備える海洋調査や軍事訓練を実施し、その狙いが釣魚台列島の領有権や同海域に眠っている資源を確保するのみならず、主に西太平洋の制海権を目指すものである。それに対し、日本は日米同盟の協力を強化したり防衛戦略を練り直したりすることで対応措置を講じてきた。また、台湾・馬英九政権も、三つの防衛線を明らかにしたうえで、米製 F-16C/D 型戦闘機とディーゼル潜水艦などの防衛兵器の購入をアメリカに求めている。経済面における資源開発をめぐる問題は、共同開発を通じて解決することができるが、安全保障に関わる制海権問題は解決が困難である。しかしそうであっても、資源の共同開発を通じて相互信頼を促進することができるならば、制海権争いから生じるセキュリティ・ジレンマの緩和は可能である。

キーワード：東シナ海、シーレーン、シーパワー、制海権、共同開発

一 はじめに

1996年5～6月、日本と中華人民共和国（以下、中国と表記）は、それぞれ国連海洋法条約（UNCLOS）を批准したうえで、当条約の発効に伴って生じる排他的経済水域（EEZ、Exclusive Economic Zone）と大陸棚に関する法整備を着実に進めており、周辺海域での資源開発・経済活動を保護する動きを強化してきている。また、中華民国（以下、台湾と表記）は国連加盟国ではないが、1998年に当条約の規定に従って「領海法及び隣接区域法」と「排他的経済水域および大陸棚法」を制定し、海洋権益を確保する法整備をも行ってきた。EEZと大陸棚に関する国連海洋法条約の規定に照らしてみれば、台湾、日本、そして中国のEEZと大陸棚は重なり合う部分があり、釣魚台列島（日本名：尖閣諸島）の領有権問題と境界画定原則に関する認識の相違により、東シナ海問題は絶えず台日関係、日中関係を揺るがす不安定要因であり続けている。

近年、日本は釣魚台列島への実効支配を強化する動きを鮮明にした。これに対し、中国は対抗措置として外交的抗議を行うにとどまらず、海洋調査船や巡視船を釣魚台列島12海里に進入させる行為に出ている。結果として、この領有権問題は、民間の「保釣運動」（釣魚台列島を守るキャンペーン）団体と日本政府の対立から日中両国政府間の外交的対抗ゲームと変化した。また、日本は釣魚台列島への実効支配を強化する一環として釣魚台列島周辺海域における台湾漁船の作業を妨害したことも台日の友好関係に悪い影響を与えることとなった。そして、東シナ海問題を一層複雑化させたのは、西太平洋地域における軍事力の均衡を徐々に崩している中国の軍事力の増強に伴った東シナ海での軍事的活動の拡大であり、台日両国のシーレーン防衛の脅威になりつつある。

本稿は国際法の観点から釣魚台列島の領有権の帰属あるいはEEZ/大陸棚の画定原則の是非について論ずるものではなく、東アジアの安全保障の側面から、釣魚台列島の領有権をめぐる台日中の争いを含めた東シナ海問題について議論し、その解決方法の探求を試みる。

二 東シナ海問題の争点

本稿でいう東シナ海問題とは、台湾、日本、そして中国の間で争っている釣魚台列島の領有権問題、および1994年11月に発効してから生じたEEZと大陸棚の境界画定問題を指す。特に、前者の領有権問題は後者の境界を画定する基線の所在だけではなく、領土と資源の獲得をめぐるナショナリズム、および東シナ海ないし西太平洋における制海権（sea control）の争奪にも関わるものである。後述するが、同海域の制海権は、台日両国のシーレーン防衛に関わる死活問題といえる。

1969年5月、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）は、東シナ海と黄海の海底、とくに台湾北東部と日本との間の浅い海底部分、つまり釣魚台列島周辺海域には豊富な石油・ガス田が眠っている可能性が高いと主張する海洋調査報告を公表した¹。それにより、釣魚台列島の領有権問題をめぐる台日中の争いは表面化するようになった。

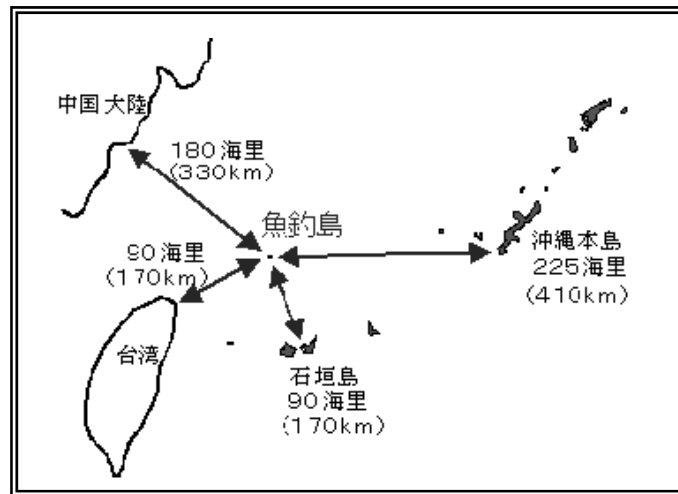
1 釣魚台列島の領有権問題

釣魚台列島は釣魚台はじめ五つの無人島及び三つの岩礁で構成されており、総面積は約6.3キロ平方である。一番大きい釣魚台は台湾

¹ ECAFEの調査報告については、ウェブサイトを参照：Geological Structure and Some Water Characteristics of The East China Sea and The Yellow Sea, <http://www.gsj.jp/Pub/CCOP/2-01.pdf>.

北東部 90 海里の海域に位置し、沖縄本島から西へ 225 海里、石垣島から北北西へ 90 海里、中国大陸から 180 海里の距離にある（図 1 参照）。

図 1 釣魚台列島（尖閣諸島）の位置



(出典)尖閣諸島地図集、<http://senkakuchizu.dousetsu.com/page007.html#釣魚台位置図01>。

ECAFE 報告が公表された後、日本政府は東海大学に委託し、1969 年と 1970 年の二度にわたって釣魚台列島周辺海域の海底地質調査を行い、海底には石油の根源石である海成新第三紀堆積層が釣魚台列島を中心に約 20 キロ広がり、その層厚も 3000 メートル以上に及んでいることが判明された。

一方、台湾政府は 1969 年 7 月に声明を発表し、「中華民国領海の外に隣接する大陸棚に存在する天然資源に対し、主権的な権利を行使することができる」と述べ、そして、翌年 7 月、台湾の国営企業中国石油会社と米国系石油会社ガルフオイルとの間で結んだ釣魚台

列島周辺海域における石油探査の契約を認めた²。それに対し、愛知揆一・日本外務大臣（当時）は8月10日、国会で「中華民国政府が東シナ海の大陸棚で講じた一方的な措置は、国際法において無効であり」、「尖閣諸島はわが国南西諸島の一部に属する」と表明した³。

1971年、沖縄返還をめぐる日米交渉に際して、米務省は、米国は釣魚台列島を含む南西諸島の施政権を1972年中に日本に返還する旨の見解を発表した⁴。それに対し、兩岸当局（台湾・中国）は強く抗議し、また世界各地の華僑や留学生は「保釣運動」を繰り広げた。沖縄返還協定が調印される直前、台湾外交部は6月11日、声明を発表し、「釣魚台列島は台湾省に属し、中華民国領土の一部であり、地理的位置、地質構造、歴史的経緯、及び台湾漁民による長期にわたる継続的利用などの理由から見れば、中華民国と密接に繋がっている」、「日米間の移転行為は、同列島に対する中華民国の主権の主張を損なうものではない」と指摘した⁵。一方、半年後の12月30日、中国当局も「釣魚台列島は昔からずっと中国の領土であり、早くは中国明朝の時代に中国の沿海防衛範囲内に置かれており、中国の台湾の付属島嶼であり、琉球に属するものではない」という声明を発表した⁶。

² 林金莖『戦後中日関係與國際法』（台北：中日關係研究會、1987年）、頁225。

³ 同上、頁225。

⁴ 返還協定に調印したとき、米国は「沖縄返還協定の取り決めは尖閣諸島に関するいかなる国の主権保有の主張にも影響を及ぼさないことを確認する」との見解を公式に表明した。林金莖、前掲書、頁236-237。

⁵ 「外交部歷年來就釣魚台主權問題之聲明一覽表」外交部條約法律司・亞東關係協會、2011年3月、<http://www.mofa.gov.tw/official/Home/Detail/3f6930b7-2ca5-4632-8937-900ff251effe?arfid=2b7802ba-d5e8-4538-9ec2-4eb818179015&opno=027ffe58-09dd-4b7c-a554-99def06b00a1>。

⁶ 田桓『戦後中日關係文獻集：1971-1995』（北京：中國社會科學出版社、1996年）、頁

それに対し、日本外務省は1972年3月8日、初めて「無主地先占」という国際法に基づき、日本が釣魚台列島の領有権を持つと主張し、さらに、7月3日、日本政府の正式見解として「尖閣諸島の領有権についての基本見解」を発表し、「尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとしたものです」と主張したうえで、兩岸政府の主張について、「いずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえません」と反論した⁷。

近年、釣魚台列島の領有権をめぐる日中双方の攻防は次第に表面化し、対立を深めるようにエスカレートしてきた。また、台湾政府も日本側の実効支配を強める動き、および同海域における台湾漁民の作業への妨害に対する不満を高めている。こうして、台日関係、日中関係において、領土の領有権をめぐるナショナリズムが次第に高まり始めており、東アジア地域の安全保障にインパクトを与える不安定要因になりつつある。

2008年6月10日、釣魚台列島周辺海域で海上保安庁の巡視船が台湾の遊漁船「聯合」号に接触し、「聯合」号を沈没させた事故が発

84~85。

⁷ 「尖閣諸島の領有権についての基本見解」外務省、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>。横浜国立大学教授・村田忠禧は京都大学教授・井上清の論調を受け継ぎ、中国、琉球、日本の歴史的資料をもとに分析し、釣魚台列島を無主地として領有するという日本政府の無主地論は成立しないと指摘している。村田忠禧「尖閣列島・釣魚島問題をどう見るか—試される21世紀に生きるわれわれの英知」、<http://www.geocities.jp/ktakai22/murata.html>。

生した。釣魚台列島の領有権に関わることもあり、台湾国内では、対日抗議の声が高まるとともに「保釣運動」が再燃した。翌日、台湾外交部はプレスリリースを発表し、「わが政府は一貫して釣魚台列島がわが国の領土であることを堅持し、政府の声明と主権を守る決心は疑い余地がなく、しかも変えられないが、平和で冷静な交渉を通じて釣魚台列島の領有権問題を処理する」と指摘した⁸。さらに、台湾政府は対日抗議の世論に配慮するため、駐日代表を召還し強く抗議の意を示した。この事故を受けて、「保釣運動」の活動家を乗せた遊漁船「全家福」号は台湾海巡署（日本の海上保安庁に相当）の巡視船の付き添いのもとで、主権誇示のため釣魚台周辺 12 海里に入り、同島を一周した⁹。海上保安庁はそれを阻止するため多数の巡視船を出したが、双方はともに自制し、更なる対立は起きなかった。また、2010年9月14日、「保釣運動」の活動家を乗せた遊漁船「感恩 99」号の釣魚台周辺 12 海里入りを阻止するため、台日両国の巡視船が再び海上で対峙する事態が発生した¹⁰。

一方、2010年9月7日、海上保安庁の巡視船と中国籍漁船「閩晉漁 5179」号の接触事故が発生し、海上保安庁は漁船船長を公務執行妨害の容疑で逮捕し、日中両国の外交的神経戦を引き起こした。その後、日中双方の巡視船はそれぞれ主権を誇示するため、釣魚台周辺海域で数回にわたって対峙する事態を演出した¹¹。翌月、日中メデ

⁸ 前掲、「外交部歷年來就釣魚台主權問題之聲明一覽表」。

⁹ 卞金峰「台保釣船由海巡強力戒護 繞行釣魚台一周」『大紀元』2008年6月16日、<http://www.epochtimes.com/b5/8/6/16/n2156808.htm>。

¹⁰ 「保釣護航 台日 19 艦艇對峙 5hr 我海巡署出動 12 艘艦艇護漁 外交部抗議日方干擾」『中時電子報』2010年9月15日、<http://forum.chinatimes.com/default.aspx?g=posts&m=93858>。

¹¹ 「主権めぐり「神経戦」 丸2日半...海保、中国監視船と対峙」『産経新聞』2010年9月13日、<http://sankei.jp.msn.com/world/china/100913/chn1009132338005-n1.htm>；「距

ィアが実施した共同世論調査は、日本側の「対中不信」が87%、中国側の「対日不信」も79%にのぼるなど、同結果が日中間の相互不信の深まりを物語っている。また、日本側だけで行った質問では、中国が経済・軍事力を背景に、他国への外交圧力を強めているということに不安を感じる人は89%を占めたという結果も、この事件をきっかけに日本側の対中意識が急激に悪化したことを浮き彫りにした¹²。

2 東シナ海における台日/日中の境界画定問題

いうまでもなく、近年資源需要の逼迫に伴う資源ナショナリズムの高まりは、日中間で起きた東シナ海ガス田開発問題が背後にあるが、より根本的な原因は、同海域における両国の境界が画定されていないことである。また、台日間で起きた漁業問題の原因も、それと同じである。しかし、問題を複雑化させたのは、日中あるいは台日がEEZ・大陸棚・島の制度に関する海洋法条約の規定、およびその境界画定基準に対する認識の食い違いである。

中国政府は地質構造の観点から、東シナ海の大陸棚が中国大陸の海洋へ自然に延長しているとして、「東シナ海の大陸棚は中国大陸の領土の自然延長であり、中華人民共和国はそれに対する侵犯できない主権を持つ」、「中国の大陸棚のすべては沖縄トラフまで続いて

釣魚台 12.8 哩 中日対峙」『中央社』2010年9月22日、<http://tw.news.yahoo.com/article/url/d/a/100922/5/2dk0q.html>；「尖閣近海で中国監視船が活動 外務省、中止要請4回」『朝日新聞』2010年9月28日、<http://www.asahi.com/politics/update/0927/TKY201009270371.html>；頼錦宏「陸釣魚台巡航 8 艘日艦擺陣對峙」『聯合報』2010年9月29日、<http://udn.com/NEWS/MAINLAND/MAIN1/5877566.shtml>。

¹² 『『膨張中国』への不信感、『尖閣』で表面化』『読売新聞』2010年11月7日、<http://www.yomiuri.co.jp/world/news/20101107-OYT1T00390.htm?from=popin>。

いる」¹³と主張している。それに対し、日本は「海洋法条約の関連規定とその後の国際判例に基づけば、向かい合う国同士の間距離が400海里未満の水域において境界を画定するに当たっては、自然延長論が認められる余地はなく、また、沖縄トラフのような海底地形に法的な意味はない」と主張し、「中間線を基に境界を画定することが衡平な解決となる」¹⁴との立場をとっている。残念ながらEEZと大陸棚の境界画定の争いについて、海洋法条約第74条、83条では、ただ「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づいて合意により行う」と規定し¹⁵、紛争解決にはあまり役に立たない。現在、膠着状態となった東シナ海ガス田開発をめぐる日中の対立は、それを物語っている。(図2を参照)

一方、EEZと大陸棚の境界画定基準について、台湾政府は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間におけるEEZと大陸棚が重なり合う場合、自然延長と衡平原則に基づき協議で画定すると主張している。台湾の有効な管轄範囲から見れば、台湾のEEZと大陸棚は北の東シナ海、また東の太平洋にそれぞれ延びて日中両国のそれと重なり合っている。台日両国は境界画定基準の主張の食い違い、また中国という要因により、正式に境界画定に関する交渉が一度も行われず、それぞれ「暫定執行法線」と「中間線」を引いて境界画定前の暫定措置としているが、台日双方はいずれも公

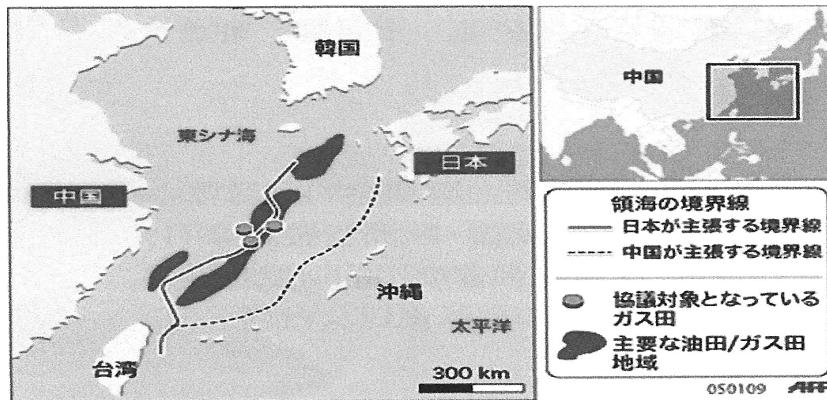
¹³ 季國興『中國的海洋安全と海域管轄』(上海:上海人民出版社、2009年)、頁57;朱鳳嵐「東海争端與中國安全」李向陽主編『亞太地區發展報告(2010):中國周邊安全環境評估』(北京:社會科學文獻出版社、2010年)、頁46~56。

¹⁴ 「東シナ海における資源開発に関する我が国の法的立場」外務省、2006年11月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html。

¹⁵ 東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室「海洋法に関する国際連合条約」戦後日本政治・国際関係データベース、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/mt/19821210.T1J.html>。

式に相手側の主張する境界線を認めないというのが現状である。これを背景に、台湾と日本は重なり合う海域での漁業権問題について、1996年8月から2009年2月まで、16回の交渉を行い、双方は「共同管理水域」の画定について合意したが、その範囲を如何に画定するかについてのコンセンサスは得られず、今後も交渉協議を行なうこととなっている。

図2 東シナ海における日中両国の主張する境界線



(出典) 「【図解】ガス田開発をめぐる日中の領海問題」 AFP BB News、2009年1月9日、<http://www.afpbb.com/article/economy/2556046/3666100#blogbtn>。

三 東シナ海問題をめぐる安全保障上のインプリケーション

現在、中国大陸東部沿岸は中国经济発展の黄金地帯であり、かつて帝国主義列強が海から中国に侵略してきた前線でもあった。台頭している中国は、東部沿岸海域の制海権を掌握しようとしても想像し難いものではない。地政学的観点に加えてみれば、東シナ海問題

は釣魚台列島の領有権と資源開発をめぐる争いのみならず、最も重要なのは、中国の台頭によって西太平洋地域のバランス・オブ・パワーが変更されるおそれがあるということである。中国のシー・パワーの台頭は同地域における日米同盟の主導権に挑戦し、台日両国のシーレーン防衛に脅威を与えることが必至の状態であると考えられる。

1 西太平洋の制海権を狙う中国¹⁶

1980年10月、中国海軍司令員に就任した劉華清は、『人民日報』のインタビューで、日々高まっている海洋資源の重要性と海洋開発の緊急性に関心を持つよう各界に呼びかけるとともに、周辺海域の鉱物と漁業資源を守るため、速やかに強大な現代海軍を建設しなければならないと主張した¹⁷。1993年8月、すでに中央軍事委員会副主席に昇任した劉華清は、中共党機関誌『求是』に掲載した論文で、「海洋と中華民族の生存と発展は密接な関係がある。わが国の海洋権益を保持・防衛するためには、強大な海軍を建設しなければならない。…（中略）我々は海空軍の現代化建設を優先しなければならない」¹⁸とアピールした。「中国海軍の父」や「中国のマハン」と呼ばれた劉華清の構想から分かるように、中国海洋発展戦略の目標は海軍力を中心とするシー・パワーを強めることにあり、そして、そのシー・パワーを後ろ盾に海洋権益の拡大を目指すとのシナリオである。それを背景に1997年制定された国防法では、「海洋権益の保

¹⁶ 木村正人「中国海軍、西太平洋の制海権確立狙う 英国国際戦略研」『産経新聞』2011年3月8日、<http://sankei.jp.msn.com/world/news/110308/chn11030817480003-n1.htm>。

¹⁷ 平松茂雄『中国の戦略的海洋進出』（勁草書房、2002年）、41~42ページ。

¹⁸ 劉華清「堅定不移地沿著建設有中國特色現代化軍隊的道路前進」『求是』第15期（1993年3月）。

護」を国防目標の一つとして規定している。それに加えて、2003年に公表された「全国海洋経済発展計画綱要」は、「海洋強国」という目標を掲げており¹⁹、主権の擁護と領土の保全、および海洋の開発と利用を主要な発展目標とし、海軍力がこれら目標を実現する保証であり、海洋の開発が海軍力の増強を支える重要な要素であると訴え、海軍力の増強と海洋資源の獲得とのリンケージを明らかにした²⁰。

平松茂雄の研究によれば、中国海軍調査船は早くも1999年春から頻りに日本周辺海域に進出し、海軍作戦に必要とされる海水の温度や塩分濃度、海流などの調査を繰り返し実施するとともに、日本自衛隊と在日米軍の電波情報を収集することで、今後東シナ海における制海権を争奪するための布石を打ちたてようとしていると思われる²¹。同年5月、中国海軍艦艇12隻が釣魚台列島周辺海域で軍事訓練を実施していたことが発見された。さらに7月と翌年3月、中国海軍は再び同海域で対潜水艦作戦の軍事演習を行った²²。こうした中国軍の動きについて、米国防大学教授コール（Bernard D. Cole）は、中国の狙いが日本の釣魚台列島に対する実効支配に挑戦することであり、また、中国の大幅な海軍戦力の増強は、今後起こりうる台湾

¹⁹ 張開城「加強海洋社會學研究和海洋社會建設」中國社會科學院社會學研究所、2009年5月9日、http://www.sociology.cass.net.cn/shxw/xstl/t20090425_21541.htm。

²⁰ 陳峰主編『21世紀的中國與日本』（北京：世界知識出版社、2006年）、頁93~94。

²¹ 日本周辺海域における中国軍艦艇の活動については、平松茂雄、前掲書、217~244ページを参照。

²² Reinhard Drifte, “Japanese-Chinese territorial disputes in the East China Sea – between military confrontation and economic cooperation,” Working paper, (London UK: Asia Research Centre, London School of Economics and Political Science, June 2008), [http://eprints.lse.ac.uk/20881/1/Japanese-Chinese_territorial_disputes_in_the_East_China_Sea_\(LSERO\).pdf](http://eprints.lse.ac.uk/20881/1/Japanese-Chinese_territorial_disputes_in_the_East_China_Sea_(LSERO).pdf).

海峡の紛争に備えるとともに軍事力で釣魚台列島を取り戻すためではないかと分析している²³。

中国は積極的に東シナ海で戦争に備えた海洋調査や軍事訓練を実施し、その狙いは釣魚台列島の領有権や同海域に眠っている資源を確保するのみならず、主に西太平洋における制海権を目指すものである。中国の専門家は、東シナ海の南に位置する釣魚台は、中国海軍の活動を監視警戒し、ミサイル防衛システムを配備する基地を建設するに値する島であるとしてとらえ、一旦日本が釣魚台を軍事基地としたなら、「東シナ海における中国の戦略的バッファゾーンが大幅に縮小されるのみならず、江蘇、浙江、上海、安徽など東部沿海都市の安全保障も直接脅威にさらされるとし、その直接的な影響は、中国東部近海の危険度が劇的に高まり、遠洋に邁進しようとする中国の海洋発展戦略に極めて不利な要因になってしまう」と分析している²⁴。さらに、80%以上を占める中国の貿易輸出と半分以上の石油輸入が海洋輸送に頼っているという経済安全保障の観点からみても、シーレーン防衛は中国経済の持続発展に決定的な意義を持つと思われる²⁵。

地政学的観点から見れば、中国大陸沿海が第一列島線に囲まれるため、中国が遠洋に邁進して海洋大国へと発展しようとする場合、日米同盟に掌握された第一列島線を突破しなければならず、その際の鍵は台湾が握っている。したがって、中国の専門家は「仮に中国

²³ 羅倩宜・翟文中譯、博納德 D 柯爾著『海上長城：走向二十一世紀的中國海軍』（The Great Wall at Sea—China's Navy enters the 21st Century）（老戰友文化事業、2006年）、頁69；古森義久「中国海軍力の大幅増強 狙いは日本領有権争いに布石」『産経新聞』2007年2月9日。

²⁴ 鞠海龍『中國海權戰略』（北京：時事出版社、2010年）、頁211~212。

²⁵ 石家鑄『海權與中國』（上海：三聯書店、2008年）、頁134~140。

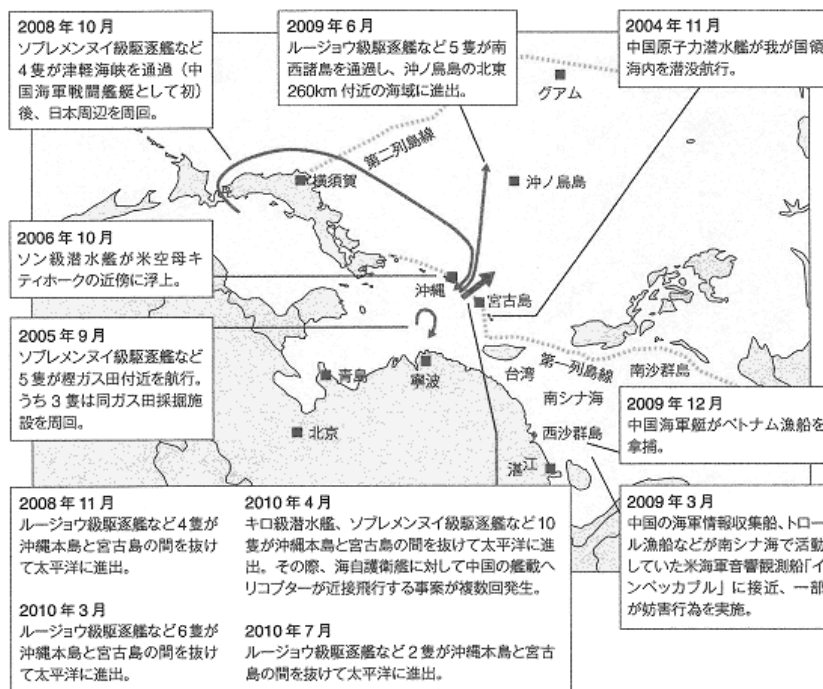
が台湾海峡を統一すれば、台湾と海南とを結ぶ地帯は中国東南部における経済発展の黄金地帯の周辺に広い防衛海域を構成することができ、その際、南シナ海における諸島の領有権問題をより簡単に解決できるだろう」と分析している²⁶。近年、中国海軍艦艇は頻繁に台湾と南西諸島間の海域を抜けて太平洋に進出しており、第一列島線の封鎖を突破する能力を見せ付けることとなったと考えられる（図3を参照）。2010年3、4月には、中国海軍北海艦隊の艦艇6隻と東海艦隊の艦艇10隻がそれぞれ沖縄本島と宮古島の間を抜けて太平洋へと進入し、太平洋海域において演習や訓練を行った。その後、前者の艦隊は台湾東部海域を回りながらバシー海峡へと南下し、南シナ海に進入した。また、後者は沖ノ鳥島周辺海域で訓練を行った²⁷。これらの活動は中国軍が南海艦隊に加えて三つの艦隊を統合運用する訓練であり、西太平洋の制海権を狙う布石と考えられる²⁸。

²⁶ 張文木「台海統一は中國建構西太平洋制海權的關鍵環節」『全球化論壇：全球政經』中評網、<http://www.china-review.com/gao.asp?id=24326>。

²⁷ 防衛省編「5 わが国近海などにおける活動」『防衛白書』（2010年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2010/2010/index.html。

²⁸ 新華社電の報道によると、中国海軍は今後毎年西太平洋で定例訓練を行うことを明らかにした。「西太平洋で定例訓練＝艦艇航行の報道受け明かす－中国海軍」時事ドットコム、2011年6月9日、<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201106/2011060900358>。

図3 台湾・日本周辺における中国海軍の主な活動



（出典）防衛研究所編『中国安全保障レポート』、http://www.nids.go.jp/publication/china_report/pdf/china_report_JP_web_A01.pdf、13ページ。

2 台日のシーレーン防衛への脅威

台湾と日本はともに四方を海に囲まれ、資源にも乏しい島国であり、国民の生存基盤のほとんどを海外からの輸入に頼っており、その9割以上がシーレーンから運ばれている。これは、台湾と日本に向けたシーレーンが遮断されるような事態が発生すれば、台湾、日本にとって致命的な事態となることを意味している。

米ソ新冷戦期間中、日米両国は1978年に制定された「日米防衛協力のための指針」に基づき、シーレーン防衛をめぐる共同作戦計画

の研究を進めてきた²⁹。1981年5月に訪米した鈴木善幸首相（当時）は、日本が日本周辺1000海里のシーレーン防衛を担うと表明した³⁰。鈴木の後を継いだ中曽根康弘首相は、日本列島をソ連封じ込めの「不沈空母」として海上防衛力を増強する措置を講じた³¹。海上防衛力の整備について、中曽根内閣は「我が国は、周辺数百海里、航路帯を設ける場合はおおむね千海里程度の海域において、有事の際、我が国の海上交通の安全を確保し得ることを目標に、海上防衛力を整備している」という政府見解を示した³²。

近年、中国が日本の釣魚台列島への実効支配に挑戦する強い姿勢を示し、海軍艦艇を頻繁に日本周辺海域で活動させ続けるのに対し、日本は外交的・軍事的側面から対応措置を講じてきた。外交面では、2010年5月25日、訪米した北沢俊美・防衛大臣はゲーツ（Robert M. Gates）・米国防長官と会談し、日本周辺海域における中国海軍艦艇の活動について、日米両国が協力して監視警戒活動を行っていくことで一致した³³。また、9月23日ニューヨークで行われた日米外相会議では、クリントン（Hillary Clinton）・米国务長官は、前原誠司・外務大臣に対し、「尖閣諸島は日米安保条約第5条の（適用）範囲

²⁹ 防衛庁編『防衛白書』（1983年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1983/w1983_02.html。

³⁰ 西原正・土山實男共編『日米同盟 Q&A100』（亜紀書房、1998年）、195ページ。

³¹ 「〔特集〕『自衛隊海外派遣』崩れたタブー意識＝毎日新聞社世論調査（1991/06/23 毎日新聞朝刊）』『私はこう考える【自衛隊について】』日本財団図書館、<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/01257/contents/190.htm>。

³² 「資料 11 海上防衛力整備の前提となる海上作戦の地理的範囲について」防衛庁編『防衛白書』（1984年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1984/w1984_9111.html。こうした見解は今も堅持されている。防衛庁編『防衛白書』（2010年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2010/2010/index.html。

³³ 佐々木類「中国海軍の動向監視で一致 日米防衛相会談」『産経新聞』2010年5月26日、<http://sankei.jp.msn.com/world/china/100526/chn1005262023004-n1.htm>。

に入る」とコミットした³⁴。一方、軍事面では、防衛省は中国の軍事力増強と釣魚台列島への対応を念頭に、南西諸島に配備する計画を検討していると報じられた³⁵。さらに、12月3-10日、日米双方がこれまで最大規模の陸海空と海兵隊の統合軍事演習を行い、その中には中国軍による釣魚台列島など離島の上陸を想定する「離島奪還作戦」演習が含まれた³⁶。同17日に公表された「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」では、冷戦期以来、日本が北方防衛を重点に置いた防衛戦略を南西諸島防衛に切り替える戦略転換を行ううえで、沖縄の航空自衛隊戦闘機部隊の一個飛行中隊の増加や潜水艦配備数の増加などの方針を打ち出した³⁷。この点をも、新防衛大綱の狙いは、端的に対中国戦略が防衛構想の中核であることがわかる。

一方のアメリカも動き出した。2006年版「4年毎の国防計画の見直し」(QDR)では、中国を「戦略的分岐点」(Strategic crossroad)にある潜在的競争国としてとらえ、最悪の事態に備えるため、世界に展開する空母11隻中の6隻、及び潜水艦70隻中の60%を太平洋に展開させ、また次世代戦略爆撃機の配備計画を繰り上げたりする

³⁴ 志磨力「クリントン米国務長官「尖閣は日米安保適用対象」」『読売新聞』2010年9月24日、<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20100924-OYT1T00086.htm?from=main6>。また、米国防部も同じ見解を示した。佐々木類「中国空母「脅威の始まり」米国防次官補」『産経新聞』2010年10月18日、<http://sankei.jp.msn.com/world/china/101018/chn1010182340007-n1.htm>。

³⁵ 「沖縄の陸自倍増4千人に 新大綱で防衛省」『Japan Press Network 47NEWS』2010年11月22日、<http://www.47news.jp/CN/201011/CN2010112101000478.html>。

³⁶ 「3日から始まる日米軍事演習「キーンソード」の狙いは」『産経新聞』2010年12月2日、<http://sankei.jp.msn.com/world/america/101202/amr1012021531010-n1.htm>。

³⁷ 「防衛大綱が閣議決定 対中シフト鮮明に 沖縄の戦闘機部隊、潜水艦を増強」『産経新聞』2010年12月17日、<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/101217/plc1012171032005-n1.htm>。

など、アジア太平洋地域における有事対応や抑止力の強化を図るとの「ヘッジング」(hedging)戦略を打ち出した³⁸。そして、2011年2月、米軍統合参謀本部は、「国家軍事戦略」を公表し、中国への不信感が高まっている実情を反映し、中国軍の活動への懸念を表明したうえで、同盟国や宇宙空間、サイバー空間、黄海、東シナ海、南シナ海など世界の共有物の利用を脅かす場合には、「行動で示す用意がある」と警告した³⁹。

すでに述べてきたように、中国にとっての東シナ海問題は、島嶼領有権の争いのみならず、今後中国経済の持続可能な発展を支える資源の確保にもかかわるものである。また、中国が西太平洋の制海権を掌握しようとする場合、釣魚台周辺海域がカギとなる⁴⁰。そして、中国が東シナ海の制海権を握るならば、日本は防衛上の戦略的空間が圧縮され、南下するシーレーンも中国の脅威にさらされるだろう。しかし、逆に言えば、日本が釣魚台を軍事基地と化す場合、中国は海軍の太平洋進出の航路を日本に握られることとなり、また中国沿海都市も日本の攻撃範囲に収められることを恐れている。したがって、日中両国にとって東シナ海問題は、膨大な海洋権益と制海権にかかわる重要なイシューなのである⁴¹。

³⁸ U.S. Department of Defense, “Quadrennial Defense Review Report,” February 6, 2006, <http://www.defense.gov/qdr/report/Report20060203.pdf>.

³⁹ 弟子丸幸子「米、中国軍の近代化に強い懸念 統合参謀本部が報告書」『日本経済新聞』2011年2月9日、<http://www.nikkei.com/news/category/article/g=96958A9C9381959FE2EBE2E0848DE2EBE2E0E2E3E39C9CE2E2E2;at=DGXZZO019557000812200900000>。

⁴⁰ 中国の専門家は、中国本土に近い釣魚台には中国東部沿岸を監視しその潜水艦活動を偵察する基地やミサイル防衛システムを建設する軍事的価値がある。金熙徳『21世紀初的日本政治與外交』（北京：世界知識出版社、2006年）、頁271。

⁴¹ Cristian Caryl, “A Risky Game Of Chicken,” *Newsweek*, September 18, 2006, <http://www>.

大国に挟まれる小国が難しい立場に立たされるとするのは、まさに台湾の立場を象徴するといえよう。漁民の権益を守るためにも、また、領土問題で妥協できないというナショナリズムに配慮するためにも、台湾政府は釣魚台列島の領有権を堅持しなければならない。前にも述べたように、台湾外交部の声明では、釣魚台列島が台湾本島に所属する島嶼であると主張しているため、仮に日中双方が台湾抜きで協議するならば、それは中国が台湾に主権を持つことを黙認するに等しい。さらに、中国は現在にいたっても台湾への武力行使を放棄していないため、一旦中国軍がその兵力を台湾東部海域に展開する能力を持つとしたら、台湾を挟撃する態勢を形成し、台湾の安全保障の重大な脅威となる。要するに、釣魚台列島の領有権争いを含めた東シナ海問題は、台湾の存亡にかかわる安全保障上の大問題であるといっても過言ではない。こうした中国の脅威に対し、馬英九総統は、兩岸交流の制度化、国際社会への貢献の強化、国防と外交の結合など三つの防衛線を明らかにしたうえで、米製 F-16C/D 型戦闘機とディーゼル潜水艦など防衛兵器の購入を引き続き米国に求めると指摘した⁴²。

釣魚台をめぐる台日中の争いの目当ては、言うまでもなく海洋資源である。海洋資源の問題については、共同開発というアプローチを通じて解決することができるものの、安全保障に関わる制海権争奪の問題はやや複雑で、慎重に取り組まなければセキュリティ・ジレンマに陥る恐れがある。仮に共同開発が実現すれば、海洋資源を争うようなゼロ・サム・ゲームが避けられるばかりか、それをもと

newsweek.com/2006/09/17/a-risky-game-of-chicken.html.

⁴² 林楠森「馬英九：以三道防線強化台灣安全」BBC 中文網、2011年5月12日、http://www.bbc.co.uk/zhongwen/trad/chinese_news/2011/05/110512_taiwan_president.shtml。

に相互信頼の基礎を固め、制海権の争奪から生じるセキュリティ・ジレンマの緩和にも役立つと考えられる。

四 三者が勝利する（win-win-win）解決方法

ヴァレンシア（Mark J. Valencia）が指摘するように、東シナ海をめぐる台日中の争いにより、海底資源の宝庫と見られる東シナ海の大陸棚は未開発の状態が続いている。資源の有効利用を求めるためにも、また衝突を避けるためにも、指導者と専門家は知恵を絞って解決策を考えるべきであり、衝突は避けられないものではない⁴³。しかし、カルダー（Kent E. Calder）は、仮に資源開発問題が合意を得られない場合、衝突の可能性が秘められていると警告を発した⁴⁴。

1 「共同開発」は唯一の選択肢

豊下楯彦の研究によると、かりに米国が釣魚台列島の領有権問題で中立または曖昧な立場を維持するならば、日本はその領有権問題が存在することを認めざるを得ない。その際、日本はこの件を国際司法裁判所に提訴することができるが、より現実的な方法は、主権問題を棚上げしたうえで、日中漁業協定のような協定—同海域を共同開発の対象とする協定を締結すべきだと、豊下は提案した。このアプローチをとる場合、日中双方はそれぞれ国内の領土ナショナリズムを抑えることが求められる⁴⁵。そして、天児慧は同海域周辺を民

⁴³ Mark J. Valencia, “THE EAST CHINA SEA DISPUTE: CONTEXT, CLAIMS, ISSUES, AND POSSIBLE SOLUTIONS,” *ASIAN PERSPECTIVE*, Vol.31, No.1 (Spring, 2007), <http://www.asianperspective.org/articles/v31n1-f.pdf>, pp.127~167.

⁴⁴ カルダー、ケント『アジア危機の構図』（Pacific Defense: Arms, Energy, and America's Future in Asia）日経新聞社国際部訳（日本経済新聞社、1998年）、6ページ。

⁴⁵ 豊下楯彦「尖閣問題と安保条約」『世界』2011年1月号。

間レベルの自由往来を制限する「政治特別区」にし、同問題を議論し解決するための専門委員会を設置することを提言した⁴⁶。さらに、ドリフト（Reinhard Drifte）は、日中両国はかつて英仏両国が「共同主権」（joint sovereignty）という概念で植民地ニュー・カレドニア（New Caledonia）の領有権をめぐる争いを解決したことになり、それを紛争解決の措置とすべきだと提案した⁴⁷。さらに、菅沼雲龍は、この問題を解決するには、交渉による協議の達成、日本の一方的な行動、戦争、そして国際海洋法法廷（ITLOS）による裁判など四つの選択肢があるものの、一番目の選択肢である交渉が唯一の実行可能な選択肢であると指摘している⁴⁸。

現状から見るならば、台日中三者にはいずれも領有権問題で妥協・譲歩できる余地がなく、日本側にはこの件を国際司法裁判機関の判断に委ねる意思もないであろう。現段階では、実力行使で解決を図ろうとの意図がどちらにも見られないものの、そのままにしておけば、あるいは一方的に開発を進めていくなれば、この問題は絶えず台日関係、また日中関係を揺るがす不安定要因となり、いつ爆発するか分からない状態が続くであろう。主権に触れず、交渉を通じて共同開発を行うというアプローチは、三者にとって「満足できないものの、受け入れられる」唯一の選択肢である。釣魚台列島周辺を含めて三者による東シナ海の領有権が重なり合う海域での共同

⁴⁶ 天児慧「中国漁船拿捕 『脱国家主権』の新発想を」『朝日新聞アジアネットワーク』2010年09月22日、<http://www.asahi.com/shimbun/aan/hatsu/hatsu100922.html>。

⁴⁷ Reinhard Drifte, “Japanese-Chinese territorial disputes in the East China Sea – between military confrontation and economic cooperation”.

⁴⁸ Unryu Suganuma, *Sovereign rights and territorial space in Sino-Japanese Relations: Irredentism and the Diaoyu/Senkaku Islands* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2000), pp. 159~162.

開発は、台日中三者の信頼関係を促進するのみならず、西太平洋の制海権の争奪から生じるセキュリティ・ジレンマを緩和し、東シナ海を「平和、協力、友好の海」とすることに役立つと思われる。さらに、資源の有効利用の観点から見れば、「主権問題を棚上げし、共同開発を行う」というアプローチは最善の選択肢といえよう。

事実上、台湾、日本、韓国の間には1970年に、東シナ海の大陸棚境界画定をめぐる争いを棚上げして、資源の共同開発を目指す取り組みがあったが、中国側の抗議により、その取り組みに終止符が打たれた経緯があった。しかし、冷戦後、国際環境も変わってきているため、冷戦期に不可能であったことが可能となる転換が訪れるかもしれない。日中関係では、2000年発効の漁業協定に加えて、2008年に東シナ海の領有権が重なり合う海域における共同開発の構想が提出されたということは、Win-Win（双方が利益を得る）の結果を追求する意志があったことを示している。また、兩岸関係では、台湾・馬英九政権が発足して以来、「政治上の和解、経済上の協力」を通じて Win-Win の結果を追求していることが伺える。これらの現象は、台日中三者の東シナ海における共同開発模索の余地が残されていることを示唆しているであろう。

2 「共同開発」に関する主張

ヴァレンシアは近年の国際法の判例、各国の実践、および海洋法条約に基づき、釣魚台列島の領有権問題と東シナ海の境界画定問題を切り離して解決することができる旨を指摘している。この方法をめぐる協議が一致すれば、それは問題解決への一里塚となる可能性は否めない。しかし、このような協議に達するには、日中双方に以下

の三つの合意が必要不可欠であるとされる⁴⁹。

第一、争っている領土はEEZと大陸棚を画定する基準点にならない。この点では日本側の譲歩が求められる。

第二、双方のEEZと大陸棚の境界線は同じでなければならない。この点では中国側の譲歩が求められる。

第三、境界線をどのように引いても、双方は漁業と鉱物資源を共同開発しなければならない。

同様に、馬英九総統は自身の学者時代の研究で示したように、釣魚台列島問題は東シナ海境界画定問題と切り離して解決することができ、またそうすべきだと主張している。同研究では、馬英九氏は「釣魚台列島は大陸棚とEEZを享有すべきではない」と主張し、この主張は釣魚台列島が境界画定で演じる役割の重要性を弱め、二つの問題を切り離すことに寄与する。そうするならば、釣魚台列島の領有権を持つ国は、それをEEZと大陸棚を主張する根拠とはできず、領有権争いの動機を低下させるとした⁵⁰。

2010年10月、日中両国が釣魚台列島問題で外交ゲームを繰り広げたこともあり、馬英九総統は米AP通信のインタビューで、自ら釣魚台列島問題に触れ、その問題を解決するためにの最も相応しい選択肢として「共同開発、資源共有」を取り上げた。そのうえで、馬総統は北海周辺諸国による北海油田共同開発の成功例を挙げ、釣魚台列島問題も同じモデルにて解決できると強調した⁵¹。翌月10日、馬総統は日本メディアのインタビューで、釣魚台列島問題について、中国側と手を組んだ共同行動を取らず、現段階では、台湾漁民の利

⁴⁹ Mark J. Valencia, "THE EAST CHINA SEA DISPUTE".

⁵⁰ 馬英九『從新海洋法論釣魚台列島與東海劃界問題』（正中書局、1986年）、頁49~50。

⁵¹ 「總統接受『美聯社』10月19日專訪內容中譯」行政院新聞局、http://udn.com/udnplus/Ma_chinese.pdf。

益の保護を優先し、主権問題を棚上げして政治交渉を通じて台日漁業問題の解決を目指すと言及し、現在課長級の台日漁業会談の格上げを日本政府に求めた⁵²。

一方、釣魚台列島問題に関する中国の立場については、鄧小平の遺言が依然として強い影響力を持っている。1978年10月、訪日した鄧小平は記者会見で、釣魚台列島の領有権問題を棚上げして共同開発を通じた問題の解決を目指すと言及した⁵³。2004年10月、東シナ海資源開発をめぐる日中協議がスタートしてから、多くの中国学者が「争いを棚上げして共同開発を行う」という解決策を示し、その例として、余民才・中国人民大学教授は以下で述べる解決策を示した。

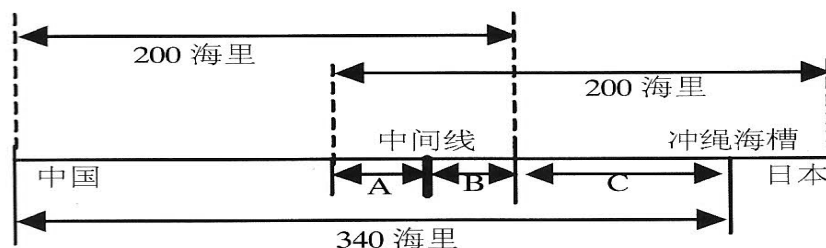
図4で示したように、日中両国はA+B+Cを協力の範囲と見なし、AとCはそれぞれ中国と日本によって管理し、各自で資源の探査と開発を実施する。そのうえで、双方は自ら管理する区域の関連情報を先方に提供するとともに、資源収益を一定の比率に応じて配分する。Bは共同開発の区域として、双方が設立する閣僚理事会と共同管理局によって運営する⁵⁴。

⁵² 源一秀「尖閣問題「中国と連携しない」台湾・馬英九総統」『読売新聞』2010年11月10日、<http://www.yomiuri.co.jp/world/news/20101110-OYT1T00849.htm>；林楠森「馬英九：政治談判解決釣魚台海域漁業権」BBC 中文網、2010年11月11日、http://www.bbc.co.uk/zhongwen/trad/world/2010/11/101111_taiwan_mayingjiu_japan.shtml。台湾政府は1996年9月、「釣魚台問題工作グループ」を成立したとき、釣魚台の領有権問題を処理する四つの原則を確立した。すなわち、第一、わが国が釣魚台列島の領有権を持つことを堅持する；第二、平和的、理性的な外交手段で解決する；第三、中国と連携しない；第四、漁民の権益を優先して交渉に臨む。外交部條約法律司『外交部歷年來就釣魚台主權問題之聲明一覽表』新聞稿、2006年10月26日。

⁵³ 中共中央文獻編輯委員會『鄧小平文選 第三卷』（北京：人民出版社、1993年）、頁293。

⁵⁴ 余民才「中日東海油氣爭端的國際法分析-兼論解決爭端的可能方案」『法商研究』2005

図4 日中両国のEEZと大陸棚に対する主張



(出典) 余民才「中日東海油氣争端的國際法分析-兼論解決争端的的可能方案」『法商研究』2005年第1期(總第105期)、頁45-52。

また、季国興・上海交通大学教授も共同開発について以下の構想を提示している。つまり、日中が東シナ海を北緯30度で南北に分け、北部海域では1974年日韓共同開発構想にならい、日中韓三者による共同開発を模索する。他方、南部海域では、沖縄トラフの扱いと釣魚台列島領有権の問題で、重なり合う海域の画定は難しい。この問題を解決するため、何よりもまず日中双方それぞれ主張している「自然延長」と「中間線」の境界画定原則を調整し、釣魚台列島の領有権と境界画定における同諸島の位置づけを確認しなければならず、そして、境界を画定するうえで、海洋生物資源の保護と漁業の共同管理について協議を進める。台湾の関わりについては、中台間で別途取り決めを結ぶとした⁵⁵。

そして、季国興は「釣魚台列島をEEZと大陸棚の境界画定の根拠としての主張は不可能であり、しかも非現実的でもある」と指摘し

年第1期(總第105期)、頁45-52。

⁵⁵ Ji Guoxing「尖閣諸島を巡る紛争と解決の見通し 中国の立場:歴史的事実と共同開発への見通し」日本財団図書館、<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/1997/00559/contents/080.htm>。

たうえて、「東シナ海における日中両国の境界画定に影響を与えないように、釣魚台列島とその12海里の領海を隔離エリアとして無視すべき」と提言した⁵⁶。

さらに、注目に値するのは、第五回日中戦略対話直前の2006年5月6日、中国政府系香港紙『文匯報』は、二名の現役将校の話を引用して「軍側が東シナ海境界画定において釣魚台列島の協議の先送りを提唱」という見出しを掲載した。それによると、経済のグローバル化の流れの中で、日中経済は切っても切れない関係であり、武力で衝突すると喧嘩両成敗の結果となり、したがって、「争いを棚上げして共同開発を行う」というのは、実現可能な選択肢であり、武力による解決は双方の根本的な利益にはならないとし、問題の解決に助力するため、「一時的に釣魚台列島をゼロ効力に、つまり一時的に境界画定における釣魚台列島の存在を無視するということ」を主張した⁵⁷。とはいえ、2008年6月に合意した東シナ海ガス田の共同開発をめぐる日中両国の交渉がその後はなかなか進まないことから分かるように、「共同開発」を実現するためには、台日中三者それぞれのナショナリズムの高まりを抑制しなければならず、さもなければ、「共同開発」という主張は机上の空論になるであろう。

以上の主張をまとめていえば、台日中三者は争点あるいは主張する領有権の重なり合う海域を明らかにしたうえて、各自管理エリアと共同管理エリアを画定し、一定の比率で収益を配分するという議論は一つの考え方として参考になるかもしれない。そうすることにより、資源開発争いの解決への見通しがよくなるであろう。しかし、

⁵⁶ 季國興、前掲書、頁235~236。

⁵⁷ 葛沖「軍方倡東海劃界緩談釣島」香港文匯網、2006年5月6日、<http://paper.wenweipo.com/2006/05/06/CH0605060010.htm>。

台日中間のデリケートな関係により、三者の共同開発はさらに複雑化し困難さを増すであろう。まず、直面する問題は、中国は台湾を中国の一部とし、日中両国だけで協議を行い、台湾に関連する部分については、兩岸間の協議で解決すると主張する、という問題である。台湾側は日中双方が台湾を外して協議を行うことを心配している。この点について、台湾側は三者の共同協議を堅持するべきであり、さもなければ、中国側の国際法上の落とし穴に陥るおそれがある。一方、中国側は台湾と日本が共同開発により釣魚台列島問題の解決に合意に達する場合、台日双方が協力して中国に対抗することを恐れている⁵⁸。同様に、日本側も兩岸が協力して日本に対抗するのではないかと疑念を持っている。それに加えて、日本側は依然としてこれまでの主張を堅持し、釣魚台列島周辺海域を共同開発のエリアにする意思がない⁵⁹。そのため、共同開発の問題について、台日中三者の政治指導者は、いかに兩岸の「一つの中国、各自の解釈」という曖昧な対処法にならぬ、三者とも受け入れられる枠組み、たとえば日中間、台日間という二者間の枠組みを作り出すかにおいて政治手腕が問われる。

五 むすびに代えて

ヴァレンシアが指摘するように、東シナ海問題を解決するに当たり、根本的な障害となるのは、資源ではなく、解決されていない歴史的不満（historical grievances）と政治上の国家アイデンティティ

⁵⁸ 張文木「台湾統一は中國建構西太平洋制海權的關鍵環節」『全球化論壇：全球政經』中評網、<http://www.china-review.com/gao.asp?id=24326>。

⁵⁹ 「中国が尖閣共同開発を要求 日本、即刻拒否」共同通信、2010年10月22日、<http://www.47news.jp/CN/201010/CN2010102101001026.html>。

(national identity)である⁶⁰。とはいえ、資源の共同開発構想が実現すれば、紛争を解決するきっかけとなるかもしれない。冒頭で述べたように、経済面の資源開発をめぐる問題は、共同開発を通じて解決することができるが、安全保障に関わる制海権問題の解決は困難である。それにしても、資源の共同開発を通じて相互信頼を促進することができるならば、制海権争いから生じるセキュリティ・ジレンマの緩和は可能である。逆に言えば、かりに台日中三者が釣魚台列島をめぐる東シナ海資源開発問題を協議で解決できなければ、現段階において日中双方それぞれ釣魚台列島の支配権をいたずらに強化することに走るなら、東シナ海を「平和、協力、友好の海」にするという理念は、永遠に実現できない政治的スローガンになるであろう。

こうしたシナリオを避けるためには、最も重要なのは国内のナショナリズムを沈静化させることである。そして、その次には、資源の共同開発を実現させ、そこで培われてきた互惠関係を生かして信頼醸成の措置を強めることにより、こうした信頼関係をもとに、北東アジア地域におけるエネルギー協力のメカニズムを構築することである。このことは、エネルギー安全保障の確保をめぐる制海権の争奪から生じるセキュリティ・ジレンマの緩和にもつながる。以下は必要とされるプロセスや措置である。

第一、平和的に東シナ海問題の解決を堅持し、「主権の帰属、各自の解釈」という原則の下で、共同開発を通じて資源をともに享有し、「三者が勝利する」(win-win-win)結果を実現する。

第二、台日中三者の共同開発を触媒とし、北東アジア地域におけ

⁶⁰ Mark J. Valencia, "THE EAST CHINA SEA DISPUTE".

るエネルギー協力のメカニズムを構築することを通じて、エネルギー安全保障の確保をめぐる制海権の争奪を避ける。

第三、冷戦期米ソ間の「公海事故防止協定」(INC-SEA)、あるいは現在米中間の海上安全保障協議(MMCA)のような枠組みにならって、兩岸、また日中の防衛当局者間の連絡メカニズム、ないし海上における不測の事態の発生を防ぐメカニズムを構築する。

第四、緊密な日米同盟プラス台湾という非公式の海洋国家同盟を形成し、中国の西太平洋における覇権の追求を抑止するための「ヘッジング」戦略を怠ることなく構築する。

台湾と日本はともに天然資源に乏しい島国であり、対外貿易のほとんどを海洋輸送に依存しており、海洋資源の開発と利用、および海洋通路の安全確保はいずれも国家の生存にかかわる死活的なイシューである。それに対し、中国は膨大かつ豊富な資源が埋蔵される陸地領土を有するため、東シナ海の争いは中国の安全保障上の利益と海洋権益の損失をもたらすかもしれないが、国家の安全保障あるいはエネルギーの安全保障においては致命的な脅威とはならない。中国にとって東シナ海問題から生じうる利益の損失あるいは安全保障上の脅威は、いずれも受容できる範囲内にある。

それにもかかわらず、中国は資源開発問題について、共同開発を主張しているが、軍事力の増強に伴い、奪われた権益を取り戻すかそれとも合法的権益を保護するとして、彼らの強圧的な姿勢を正当化し、東シナ海を彼らの「核心的利益」と位置づけるまでにいたっている⁶¹。これを背景に、中国が西太平洋における制海権を、海洋権

⁶¹ 小林哲「東シナ海、南シナ海も国家の領土保全にとって最重要な「核心的利益」地域 台湾やチベット、新疆ウイグル自治区と同じ」『朝日新聞』、2010年10月2日、

益とシーレーン防衛を確保できるような海洋強国への発展へのカギと見なすかどうかは、今後東シナ海問題を観察する焦点であると考えられる。

(寄稿：2012年2月7日、採用：2012年4月17日)

台日中三方在東海之爭議

—從東亞區域安全的角度加以探討—

林 賢 參

(台灣·國立臺灣師範大學東亞系助理教授)

【摘要】

本文無意從國際法觀點探討釣魚台主權之歸屬或者是東海大陸礁層劃界原則，而是從東亞區域安全的角度探討台灣、日本、以及中共三方在東海的爭議。崛起中的中國大陸積極地在東海實施海洋調查與軍事訓練，其目的不僅在於確保釣魚台領土主權及其週邊海域之海洋資源，更為爭奪西太平洋之制海權。對此，美日雙方透過同盟強化合作以及重新檢討防衛戰略予以對應。此外，台灣之馬英九政府亦提出三道防線戰略論，並積極向美國爭取購買 F-16C/D 型戰鬥機以及柴油動力潛水艇。涉及經濟層面的資源開發問題，可以透過共同開發的方式尋求解決，但是，牽涉到國防安全的制海權爭奪問題則難以解決。雖然如此，如果能夠透過資源共同開發以促進相互信賴，將可以緩和因為制海權問題所衍生的安全困境現象。

關鍵字：東海、海洋運輸線、海權、制海權、共同開發

The East China Sea Dispute between Taiwan, Japan, and China: An Analysis from the Perspective of International Security

Hsien-Sen Lin

Assistant Professor, Department of East Studies,
National Taiwan Normal University

[Abstract]

This paper aims to analyze the East China Sea dispute between Taiwan, Japan, and China from the perspective of regional security in East Asia. After its rise, China has been actively implementing its marine investigation and military training in the East China Sea. Its purpose lies not only in assuring the sovereignty of the Diaoyu/Senkaku Islands and the marine resources in the region, but also in fighting for sea control in the western Pacific Ocean. Hence, the United States has allied with Japan to enhance their cooperation and reexamine their defense strategies to respond to China's moves. In addition, the Ma Ying-jeou government of Taiwan also proposed the strategic concept of three defense lines and actively pursued the purchase of F-16C/D fighters and diesel-powered submarines from the United States. Joint development can solve economic-related resource development issues, but solving issues related to national security and defense such as the battle for sea control will not be easy. Nonetheless, mutual trust can be built through joint resource development to ease the tension of the security dilemma over sea-control issues.

Keywords: East China Sea, Sea Lane, Sea Power, Sea Control, Joint Development

〈参考文献〉

- 「〔特集〕『自衛隊海外派遣』崩れたタブー意識＝毎日新聞社世論調査（1991/06/23 毎日新聞朝刊）」『私はこう考える【自衛隊について】』日本財団図書館、<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/01257/contents/190.htm>。
- 「『膨張中国』への不信感、『尖閣』で表面化」『読売新聞』2010年11月7日、<http://www.yomiuri.co.jp/world/news/20101107-OYT1T00390.htm?from=popin>。
- 「〔図解〕ガス田開発をめぐる日中の領海問題」AFP BB News、2009年1月9日、<http://www.afpb.com/article/economy/2556046/3666100#blogbtn>。
- 「3日から始まる日米軍事演習「キーンソード」の狙いは」『産経新聞』2010年12月2日、<http://sankei.jp.msn.com/world/america/101202/amr1012021531010-n1.htm>。
- 「沖縄の陸自倍増4千人に 新大綱で防衛省」『Japan Press Network 47NEWS』2010年11月22日、<http://www.47news.jp/CN/201011/CN2010112101000478.html>。
- 「主権めぐり「神経戦」 丸2日半 海保、中国監視船と対峙」『産経新聞』2010年9月13日、<http://sankei.jp.msn.com/world/china/100913/chn1009132338005-n1.htm>。
- 「尖閣近海で中国監視船が活動 外務省、中止要請4回」『朝日新聞』2010年9月28日、<http://www.asahi.com/politics/update/0927/TKY201009270371.html>。
- 「尖閣諸島の領有権についての基本見解」外務省、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>。
- 「中国が尖閣共同開発を要求 日本、即刻拒否」共同通信、2010年10月22日、<http://www.47news.jp/CN/201010/CN2010102101001026.html>。
- 「西太平洋で定例訓練＝艦艇航行の報道受け明かす－中国海軍」時事ドットコム、2011年6月9日、<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201106/2011060900358>。
- 「東シナ海における資源開発に関する我が国の法的立場」外務省、2006年11月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html。
- 「防衛大綱が閣議決定 対中シフト鮮明に 沖縄の戦闘機部隊、潜水艦を增強」『産経新聞』2010年12月17日、<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/101217/plc1012171032005-n1.htm>。
- Ji Guoxing「尖閣諸島を巡る紛争と解決の見通し 中国の立場：歴史的事実と共同開発への見通し」日本財団図書館、<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/1997/00559/contents/080.htm>。
- 天児慧「中国漁船拿捕 『脱国家主権』の新発想を」『朝日新聞アジアネットワーク』2010年09月22日、<http://www.asahi.com/shimbun/aan/hatsu/hatsu100922.html>。
- カルダー、ケント『アジア危機の構図』（Pacific Defense: Arms, Energy, and America's Future in Asia）日経新聞社国際部訳（日本経済新聞社、1998年）。
- 小林哲「東シナ海、南シナ海も国家の領土保全にとって最重要な「核心的利益」地域 台湾やチベット、新疆ウイグル自治区と同じ」『朝日新聞』2010年10月2日、

- <http://www.asahi.com/international/update/1002/TKY201010020217.html>。
- 木村正人「中国海軍、西太平洋の制海権確立狙う 英国国際戦略研」『産経新聞』2011年3月8日、<http://sankei.jp.msn.com/world/news/110308/chn11030817480003-n1.htm>。
- 古森義久「中国海軍力の大幅増強 狙いは日本領有権争いに布石」『産経新聞』2007年2月9日。
- 佐々木類「中国海軍の動向監視で一致 日米防衛相会談」『産経新聞』2010年5月26日、<http://sankei.jp.msn.com/world/china/100526/chn1005262023004-n1.htm>。
- _____「中国空母「脅威の始まり」米国防次官補」『産経新聞』2010年10月18日、<http://sankei.jp.msn.com/world/china/101018/chn1010182340007-n1.htm>。
- 志磨力「クリントン米務長官「尖閣は日米安保適用対象」」『読売新聞』2010年9月24日、<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20100924-OYT1T00086.htm?from=main6>。
- 弟子丸幸子「米、中国軍の近代化に強い懸念 統合参謀本部が報告書」『日本経済新聞』2011年2月9日、<http://www.nikkei.com/news/category/article/g=96958A9C9381959FE2EBE2E0848DE2EBE2E0E0E2E3E39C9CE2E2E2E2;at=DGXZZO019557000812200900000>。
- 東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室「海洋法に関する国際連合条約」戦後日本政治・国際関係データベース、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/mt/19821210.T1J.html>。
- 豊下楯彦「尖閣問題と安保条約」『世界』2011年1月号。
- 西原正・土山實男共編『日米同盟 Q&A100』（亜紀書房、1998年）。
- 平松茂雄『中国の戦略的海洋進出』（勁草書房、2002年）。
- 防衛省編「5 わが国近海などにおける活動」『防衛白書』（2010年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2010/2010/index.html。
- _____『防衛白書』（2010年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2010/2010/index.html。
- 防衛庁編「資料 11 海上防衛力整備の前提となる海上作戦の地理的範囲について」『防衛白書』（1984年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1984/w1984_9111.html。
- _____『防衛白書』（1983年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1983/w1983_02.html。
- 源一秀「尖閣問題「中国と連携しない」台湾・馬英九総統」『読売新聞』2010年11月10日、<http://www.yomiuri.co.jp/world/news/20101110-OYT1T00849.htm>。
- 村田忠禧「尖閣列島・釣魚島問題をどう見るか—試される 21 世紀に生きるわれわれの英知」、<http://www.geocities.jp/ktakai22/murata.html>。
- 「外交部歷年來就釣魚台主權問題之聲明一覽表」中華民國外交部・亞東關係協會、<http://www.mofa.gov.tw/official/Home/Detail/3f6930b7-2ca5-4632-8937-900ff251effe?arfid=2b7802ba-d5e8-4538-9ec2-4eb818179015&opno=027ffe58-09dd-4b7c-a554-99def06b0>

- 0a1。
- 「保釣護航 台日19艦艇對峙5hr 我海巡署出動12艘艦艇護漁 外交部抗議日方干擾」『中時電子報』2010年9月15日、<http://forum.chinatimes.com/default.aspx?g=posts&m=93858>。
- 「距釣魚台12.8浬 中日對峙」『中央社』2010年9月22日、<http://tw.news.yahoo.com/article/url/d/a/100922/5/2dk0q.html>。
- 「總統接受『美聯社』10月19日專訪內容中譯」行政院新聞局、http://udn.com/udnplus/Ma_chinese.pdf。
- 中共中央文獻編輯委員會『鄧小平文選 第三卷』（北京：人民出版社、1993年）。
- 卞金峰「台保釣船由海巡強力戒護 繞行釣魚台一周」『大紀元』2008年6月16日、<http://www.epochtimes.com/b5/8/6/16/n2156808.htm>。
- 田桓『戰後中日關係文獻集：1971-1995』（北京：中國社會科學出版社、1996年）。
- 石家鑄『海權與中國』（上海：三聯書店、2008年）。
- 朱鳳凰「東海爭端與中國安全」李向陽主編『亞太地區發展報告（2010）：中國周邊安全環境評估』（北京：社會科學文獻出版社、2010年）。
- 余民才「中日東海油氣爭端的國際法分析-兼論解決爭端的可能方案」『法商研究』2005年第1期（總第105期）、頁45-52。
- 季國興『中國的海洋安全和海域管轄』（上海：上海人民出版社、2009年）。
- 林金莖『戰後中日關係與國際法』（中日關係研究會、1987年）。
- 林楠森「馬英九：以三道防線強化台灣安全」BBC 中文網、2011年5月12日、http://www.bbc.co.uk/zhongwen/trad/chinese_news/2011/05/110512_taiwan_president.shtml。
- _____「馬英九：政治談判解決釣魚台海域漁業權」BBC 中文網、2010年11月11日、http://www.bbc.co.uk/zhongwen/trad/world/2010/11/101111_taiwan_mayingjiu_japan.shtml。
- 金熙德『21世紀初的日本政治與外交』（北京：世界知識出版社、2006年）。
- 馬英九『從新海洋法論釣魚台列嶼與東海劃界問題』（正中書局、1986年）。
- 張文木「台海統一是一中國建構西太平洋制海權的關鍵環節」『全球化論壇：全球政經』中評網、<http://www.china-review.com/gao.asp?id=24326>。
- 張開城「加強海洋社會學研究和海洋社會建設」中國社會科學院社會學研究所、2009年5月9日、http://www.sociology.cass.net.cn/shxw/xstl/t20090425_21541.htm。
- 陳峰主編『21世紀的中國與日本』（北京：世界知識出版社、2006年）。
- 葛沖「軍方倡東海劃界緩談釣島」香港文匯網、2006年5月6日、<http://paper.wenweipo.com/2006/05/06/CH0605060010.htm>。
- 劉華清「堅定不移地沿著建設有中國特色現代化軍隊的道路前進」『求是』第15期（1993年3月）。
- 賴錦宏「陸釣魚台巡航 8艘日艦擺陣對峙」『聯合報』2010年9月29日、<http://udn.com/NEWS/MAINLAND/MAIN1/5877566.shtml>。
- 鞠海龍『中國海權戰略』（北京：時事出版社、2010年）。

- 羅倩宜・翟文中譯、博納德 D 柯爾著『海上長城：走向二十一世紀的中國海軍（The Great Wall at Sea—China's Navy enters the 21st Century）』（老戰友文化事業、2006 年）。
- Caryl, Cristian, “A Risky Game Of Chicken,” *Newsweek*, September 18, 2006, <http://www.newsweek.com/2006/09/17/a-risky-game-of-chicken.html>.
- Drifte, Reinhard, “Japanese-Chinese territorial disputes in the East China Sea – between military confrontation and economic cooperation,” Working paper, (London UK: Asia Research Centre, London School of Economics and Political Science, June 2008), [http://eprints.lse.ac.uk/20881/1/Japanese-Chinese_territorial_disputes_in_the_East_China_Sea_\(LSERO\).pdf](http://eprints.lse.ac.uk/20881/1/Japanese-Chinese_territorial_disputes_in_the_East_China_Sea_(LSERO).pdf).
- Geological Structure and Some Water Characteristics of The East China Sea and The Yellow Sea, <http://www.gsj.jp/Pub/CCOP/2-01.pdf>.
- Suganuma, Unryu, *Sovereign rights and territorial space in Sino-Japanese Relations: Irredentism and the Diaoyu/Senkaku Islands* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2000).
- U.S. Department of Defense, “Quadrennial Defense Review Report,” February 6, 2006, <http://www.defense.gov/qdr/report/Report20060203.pdf>.
- Valencia, Mark J., “THE EAST CHINA SEA DISPUTE: CONTEXT, CLAIMS, ISSUES, AND POSSIBLE SOLUTIONS,” *ASIAN PERSPECTIVE*, Vol.31, No.1 (Spring, 2007), pp.127~167, <http://www.asianperspective.org/articles/v31n1-f.pdf>.